



知事選・坪田さん勝利で、原発ゼロの実現へ

原発再稼働阻止する大きな流れに

5月21日福井地方裁判所で大飯原発の再稼働の差し止めを求めていた住民訴訟で住民の訴えを認める画期的な判決が下りました。関西電力に対して運転再開の差し止めを命じたものです。これは2006年金沢地裁が北陸電力の志賀原発2号機の運転差し止めに関し、福島原発事故後、初めての判決です。滋賀県内においても同様の訴訟が起こされており、その弁護団長は、志賀原発の差し止めを命じた裁判長、井戸謙一氏(彦根市在住)です。今回の判決に対して声明を発表しました。以下のとおりです。

2014年5月26日

福井地裁の大飯原発運転差し止め判決に関する声明

福井原発滋賀訴訟弁護団

1、福井地方裁判所は2014年5月21日、関西電力株式会社に対して大飯原子力発電所から半径250キロメートルに住む住民との関係で、同発電所3号機及び4号機の原子炉の運転の差し止める判決を言い渡した。

この判決は、以下に述べる通り、福島第一原発事故をふまえて、国民の生命や生活が万が一にも危険に曝されることがあつてはならないという至極常識的な判断を示したものであつて、当弁護団としても大いにこれを歓迎したい。

2、私たちは、福島第一原発事故により、原発の過酷事故による被害の深刻さ、広範さ、持続性を目の当たりにした。また、自然についての人間の知識が未だ不十分であること、現実には原発の過酷事故がおこれば、混乱と焦燥の中でマニュアルどおりの対処などできないこと、振りまかれていた原子力安全神話が根拠のないものであつたこと等が明らかになつた。本判決は、福島第一原発事故の経験を踏まえ、生命を守り、生活を維持する利益としての人格権が憲法上の根源的な権利であつて電力会社の経済活動の自由よりも優先されるべきことを明確にし、過酷事故を招く具体的危険性が「万が一でもあれば」その差し止めが認められるのは当然であると明快に判示し、大飯3号機、4号機では、過酷事故が起こる具体的危険性があると認め、運転の差し止めを認めたのである。

3、過酷事故が起こる具体的危険性があるとした根拠は次のとおりである。まず、関西電力自身が1260ガルを超える地震動が大飯原発を襲えば燃料が重大な損傷に至る可能性があると認めていたところ、判決は、これを超える地震動が大飯原発を襲う可能性があることを指摘した。また、それ以下の地震動であっても、関西電力が想定している基準地震動(予想する最大の地震動)700ガルを超える場合には過酷事故に発展し得る事象が発生するが、大地震後の混乱状況の中、炉心損傷に至るまで

の僅かな時間内でマニュアルどおりの対処ができるとは限らないこと、そもそも、最近10年程度の間に基準地震動を超える揺れが原発を襲つたことが5回に及んでおり、基準地震動の想定自体が不十分であることを指摘した。また、プールで使用済み核燃料がむき出しで保管されており、この冷却機能が失われた時には、深刻な事故にならうることを指摘し、これらを総括して、

大飯3号機、4号機の安全技術及び設備は、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると断じたのである。

4、本判決は、新規制基準及び原子力規制委員会の適合性審査とは関わりなく裁判所は独自の判断枠組みによつて運転差し止めの可否を判断できるとした。そして、新規制基準に適合していると判断されても、安全であるとはいえないとも述べている。

5、更に本判決は、関西電力が主張したコスト論について「極めて多数の人の生存そのものに関する権利と電気代の高い低いの問題とを並べて論じる」こと自体が許されないと述べ、国富流出論に対しては「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富である」と断じ、CO2歳出削減問題については、原発事故こそが最大の環境汚染であつて、CO2問題を原発運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いであると一蹴した。

6、以上のとおり、本判決は、原発の経済性や公共性を理由として国民の人格権に後退を求め続けてきた関西電力の主張を明快に否定し、原発が国民の生命や生活を危険に曝すものであるという事実から向き合い差し止めの結論を導いたものであり、市民感覚にも合致する画期的な判決である。樋口英明裁判長ほか担当裁判官に深い敬意を表する。

7、国及び原子力規制委員会は、本判決が指摘した問題を正面から受け止め、既存原発の延命を図るための基準であるとしか評価できない現在の杜撰な新規制基準に基づく適合性審査を直ちに停止し、速やかに脱原発へと政策転換するべきである。また、周辺の関係自治体においては、本判決に示されたような原発の危険性を住民にきちんと周知するとともに、原発の再稼働に反対する姿勢を明確にするべきである。そして、関西電力は、大飯3号機、4号機に限らず、若狭湾全域の原発の運転を断念し、速やかに、再生可能エネルギーを利用した発電方法の拡大に舵を切るべきである。

8、なお、本判決には仮執行宣言が付されていないから、関西電力は、原子力規制委員会の適合性判断と地元自治体の同意があれば、法的には、大飯3号機、4号機を再稼働させることができる。しかし、関西電力が多くの関係者の申し入れにも関わらず本判決を不服として控訴したこと自体が、本判決を評価し歓迎する多くの世論に対する挑戦であり許されるべきことではないのであるから、本判決を無視して大飯3号機、4号機を再稼働させること暴挙は決して許されない。

6月定例会は6月5日10時開会で
す。一般質問は6月10日11時開
れも9時30分からです。質問内容
等の詳細は次号で。

6月定例会は6月5日10時開会で
す。一般質問は6月10日11時開
れも9時30分からです。質問内容
等の詳細は次号で。

6月定例会は6月5日10時開会で
す。一般質問は6月10日11時開
れも9時30分からです。質問内容
等の詳細は次号で。